

地方交付税法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例等

- (一) 平成二十九年分通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額九千九百億円、平成二十九年分における法定加算額三千八百七億円及び臨時財政対策のための特例加算額六千六百五十億五千七百八十万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額四千億円、同特別会計借入金利子支払額八百二十億円、平成二十九年分地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十九年分から平成三十八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八百二十七億三千六百五十万円、平成二十一年度分地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二十九年分から平成四十二年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額九百八十三億八千二百五十万円及び平成二十八年度分地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当

する額を平成二十九年度から平成三十三年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額五百四十三億六千五百四十万円を控除した額とすること。

(二) 平成三十年から平成四十四年度までの各年度における地方交付税の総額について、四億円を加算すること。

(三) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、平成六十四年度までに償還することとする。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置すること。

(二) 平成二十九年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けること。

(三) 一億総活躍社会の実現に向けた保育士や介護人材等の処遇改善等に要する経費の財源を措置すること。

(四) 子ども・子育て支援施策、障害者の自立支援、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策等に要する

経費の財源を充実すること。

(五) 住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費の財源を充実すること。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 基準財政収入額の算定方法の特例

(一) 当分の間の措置として、道府県から指定都市への個人住民税所得割の税源移譲に伴う影響額の全額を基準財政収入額に算入すること。

(二) 平成二十九年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

四 特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例

平成二十九年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関

し、必要な特例措置を設けること。

五 震災復興特別交付税に関する特例

- (一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成二十九年度分の地方交付税の総額に三千四百六十三億五千二百五十八万三千円を加算すること。
- (二) 平成二十九年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (三) 平成二十九年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二十九年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成二十八年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二十九年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成二十九年度に交付しない額を控除した額を、平成三十年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。とともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
- (四) 平成二十九年度及び平成三十年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。

(五) 平成二十九年及び平成三十年に於ける普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けること。

(六) 平成二十九年及び平成三十年に於いて、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができること。

六 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

平成二十九年及び平成三十一年までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。

第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

一 各都道府県及び各市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金総額を各都道府県及び各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額により按分した額とすること。

二 その他所要の改正